

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	09 栃木県
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活部人権・青少年男女参画課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 6 人、兼任 2 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	栃木県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 8 年 7 月 9 日 根拠: 栃木県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	栃木県知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	栃木県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日
構 成 員	18 人 (女性 10 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 日		— 未定の場合は○をつけてください。
女性活躍推進法の推進計画と一体である	<input type="checkbox"/>	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成	<input type="checkbox"/>		

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	栃木県男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 14 年 12 月 27 日		
	施 行 日	平成 15 年 4 月 1 日		
	改 正 日	平成 年 月 日		
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月		
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)			
	特に検討していない			

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	3:その他:平成 年 月 日
目標値	平成 32 年度まで 40 %	平成 年度まで %	
根 拠	とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕、栃木県行財政改革大綱(第6期)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(68)うち女性委員を含む審議会等数(68)
	延総委員等数(1,176)	延女性委員等数(405)	女性比率(34.4)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(68)うち女性委員を含む審議会等数(68)
	延総委員等数(1,176)	延女性委員等数(405)	女性比率(34.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数(34)うち女性委員を含む審議会等数(34)
	延総委員等数(725)	延女性委員等数(223)	女性比率(30.8)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(7)
	延総委員等数(51)	延女性委員等数(14)	女性比率(27.5)
目標値以外の目標設定	なし		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 371 人 (平成 28 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・無 委員の公募 有 ○ ・無 そ の 他 ()	

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況

	1:平成28年4月1日	その他:平成 年 月 日											
管理職総数(※)	(人)	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職					
	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率		
本庁	計	305	15	4.9	21	1	4.8	32	0	0.0	252	14	5.6
	うち一般行政職	159	11	6.9	15	0	0.0	21	0	0.0	123	11	8.9
支庁・地方事務所等	計	300	20	6.7	3	0	0.0	30	2	6.7	267	18	6.7
	うち一般行政職	104	5	4.8	2	0	0.0	9	1	11.1	93	4	4.3
全体	計	605	35	5.8	24	1	4.2	62	2	3.2	519	32	6.2
	うち一般行政職	263	16	6.1	17	0	0.0	30	1	3.3	216	15	6.9
再掲	警察関係	81	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	78	0	0.0
	教育委員会	59	7	11.9	4	0	0.0	2	0	0.0	53	7	13.2

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日 その他: 平成 年 月 日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table with columns for performance (勤務成績), promotion (昇任試験), promotion (昇格試験), recommendation (部局等の推薦), experience (経年数), remote work (遠隔地での長期研修), remote work (遠隔地での勤務経験), and other (本人の希望). Rows include 課長級, 補佐級, 係長級.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日～28年3月31日

Table with columns for total candidates (全受験者数), female candidates (女性受験者数), and female rate (女性受験率%). Rows include 昇任試験 and 昇格試験.

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

Table with columns for total (総数), female (うち女性数), and ratio (女性比率%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係, うち上級.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

Table with columns for name (名称), date (設置年月日), location (所在地), management (管理・運営主体), staff (職員数), and main business (主な事業). Includes details for the Part-time Center.

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無	○	
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9 短時間正社員制度の導入		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	TOCHIGIで輝く☆「働くウーマン」プロジェクト、栃木県農村女性会議

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 男女共同参画に関する年次報告
公表周期		1 年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成28年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 県広報媒体による男女共同参画に関する情報提供 ・ 防災ハンドブックによる普及啓発 ・ DV防止啓発ハンドブックによる普及啓発 ・ パーブルリボン啓発事業 ・	テレビ、ラジオを用いた各種広報 男女共同参画の視点からの防災について正しい理解を深めることを目的に啓発を実施 DVについて正しい理解を深めることを目的に啓発を実施 パーブルリボンの配布やリボン製作体験の実施		随時 随時 随時 随時
2. 講座 ・ 職員のための男女共同参画セミナー ・ キャリア・マネジメント講座 ・ イクメン応援講座 ・ トップセミナー ・ とちぎウーマン応援塾 ・ 地域活動推進講座 ・ 公開講座 ・ プチ起業支援講座 ・ 働き方見直しアドバイザー講座 ・ 出張セミナー ・ イクボスセミナー ・	県・市町職員に対し、ワーク・ライフ・バランスについてセミナーを実施 企業等で活躍が期待される女性の能力開発、意識改革の機会の提供及び企業間の交流によるネットワーク形成を図るための講座 産後ケアや働き方改革について考える講座の開催、アクション宣言の撮影・放送 女性の活躍や働き方改革についての講演会 様々な分野で活躍する女性の育成 地域のリーダーとして活躍できる人材の育成 女性の活躍や働き方の見直しについての講演会 起業に向けた基本的な知識や業種に応じた知識を習得するための講座 中小企業診断士等を対象とした、女性登用やワーク・ライフ・バランスの助言を行うための知識を学ぶ講座の実施 地域活動団体、学校等において、男女共同参画について理解を深めるための講座の実施 男性が育児休業を取得することの重要性や、周囲の理解・協力の必要性、イクボスの役割を学ぶための講演会	約120名 約40名 約30名 約150名 約20名 約20名 約150名	6月 6月～10月 7月 7月 7月～10月 7月～10月 8月 9月～11月 随時
3. 相談事業 ・ とちぎ男女共同参画センターにおける各種相談 ・	とちぎ男女共同参画センターにおいて、各種相談を実施		随時
4. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画に関する情報提供 ・	県ホームページによる情報提供		随時
5. 苦情処理 ・ 男女共同参画に関する苦情相談 ・	課内に窓口を設置し、必要に応じて男女共同参画審議会苦情等調査部会で審議		随時
6. 交流促進 ・ 男女共同参画社会を考える「とちぎ県民のつどい」 ・ 女性活躍ネットワーク事業 ・ 地域交流会 ・	活動団体の事例発表、記念式典、記念講演の実施 業種、年齢、経験年数や職位の異なる働く女性が交流し、情報交換する場の創出 地域活動に興味があるものの躊躇している女性を対象として、課題や不安を気軽に話し合える交流の場の提供	約50名	6月 6月～11月
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ とちぎ女性活躍応援団事業 ・ TOCHIGIで輝く☆「働くウーマン」プロジェクト ・ DV被害者一時保護委託等 ・ DV被害者等自立生活支援事業 ・	とちぎ女性活躍応援団の設立、企業や団体を会員として募集・登録、キックオフ大会の開催、専用サイトの開設等 県内の経済団体等と連携し、講座やセミナー等の開催、普及啓発事業の実施など、地域における働く女性を応援するための取組を実施 DV被害者の一時保護をNPO法人に委託 DV被害者等の自立に向けた支援や人材育成をNPO法人に委託		随時 随時 随時 随時
8. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
9. 調査研究 ・ ・			
10. その他 ・ 男女生き生き企業(仮称)認定事業 ・ 未来の結婚・子育て応援事業～自分未来体験カフェ事業～ ・ チャレンジショップ ・	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に取り組む企業等の認定 ワーク・ライフ・バランスやライフデザインを考える講座、子育てインターンシップの実施、啓発ハンドブックの作成等 とちぎ男女共同参画センター内にチャレンジショップを設置し、起業を目指す女性に実践を学ぶ場と必要な情報を提供	約20名	6月～7月 7月～

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

議 会 名		1:平成28年4月1日	その他: 平成 年 月 日
栃木県議会			
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。		1
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会議規則と同様。		1
	2.標準市議会議規則又は、標準町村議会議規則と同様。		
	3.その他		
<p>【参考】</p> <p>標準都道府県議会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>標準市議会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>標準町村議会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※()内は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。		2
	2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他		
問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名			
該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。			

都道府県名 09 栃木県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在 平成28年5月1日現在 その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/>	任期:平成 16 年 12 月 9 日 ~ 平成 28 年 12 月 8 日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議(会長を含む)	52	8	15.4	
都道府県防災会議(委員のみ)	51	8	15.7	
内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	13	0	0.0	
2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	21	3	14.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	5	100.0	
2 国土利用計画地方審議会	16	6	37.5	
3 土地利用審査会	7	3	42.9	
4 都道府県交通安全対策会議	25	2	8.0	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	23	8	34.8	
7 精神医療審査会	15	5	33.3	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9 都道府県医療審議会	20	5	25.0	
10 准看護師試験委員	15	7	46.7	
× 11 麻薬中毒審査会				
12 地方社会福祉審議会	14	3	21.4	
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	6	40.0	
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
× 15 都道府県農業共済保険審査会				
16 都道府県森林審議会	14	3	21.4	
17 都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
18 建築審査会	7	2	28.6	
19 都道府県建築士審査会	7	2	28.6	
20 都道府県都市計画審議会	20	2	10.0	
21 開発審査会	7	2	28.6	
22 私立学校審議会	14	4	28.6	
× 23 石油コンビナート等防災本部				
× 24 公害健康被害認定審査会				
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
26 都道府県児童福祉審議会	20	8	40.0	
× 27 地方港湾審議会				
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	16	8	50.0	
30 介護保険審査会	15	8	53.3	
31 道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
32 感染症の診査に関する協議会	30	11	36.7	
33 警察署協議会	210	82	39.0	
34 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
× 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
36 国民保護協議会	51	3	5.9	
37 地方独立行政法人評価委員会	7	3	42.9	
× 38 市街地再開発審査会				
× 39 都道府県職員委員会				
40 自然再生協議会				
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
43 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	19	1	5.3	
45 指定難病審査会	9	1	11.1	
46 小児慢性特定疾病審査会	7	1	14.3	
47	12	6	50.0	
合計	725	223	30.8	
女性委員0の審議会数	0			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合計	51	14	27.5	
	女性委員0の委員会数	1			